

景観地区内における行為通知書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
申請者
氏 名

景観法第 6 6 条第 2 項の規定により、次のとおり計画の認定を通知します。

1 建築等工事主等の概要

(1) 団体名

ア 団体のフリガナ
イ 団体名
ウ 郵便番号
エ 住所
オ 電話番号

(2) 設計者

ア 資格 () 建築士 () 登録第 号
イ 氏名
ウ 建築士事務所等名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
エ 郵便番号
オ 所在地
カ 電話番号

(3) 工事施工者

ア 氏名
イ 営業所名 建設業の許可 () 第 号
ウ 郵便番号
エ 所在地
オ 電話番号

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等の場所

(2) 建築物の建築等の種別

(3) 建築物の概要

(4) 建築物の形態意匠の内容

(5) 着手予定日

年 月 日

(6) 完了予定日

年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

備考

- 1 設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を記載し、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を記載すること。
- 2 工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。
- 3 建築物の概要については、当該建築物の規模その他審査に当たり必要な観点から市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 4 建築物の形態意匠の内容については、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に従い市が定める項目について、通知に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 5 変更通知を行う場合には、2 (7) に変更の概要を記載すること。
- 6 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2 (8) に記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。